

第35回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年4月26日(水) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第69号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第228号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第229号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第230号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第231号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第232号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第233号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第234号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第235号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第236号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第13 | 議第237号 | 農用地利用配分計画(案)について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、車戸明良、西本壽吉、田中正躬、岩村聡、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

清水直喜、小林達樹、平田秀男

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：脇坂光生、田中裕、武川尚、水橋靖、山腰勝也、東野敏朗、野畑清明、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）水口仙之
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第35回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、7番 清水委員、17番 小林委員、25番 平田委員、の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中33名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>ご苦労様でございます。</p> <p>桜も例年より少し遅い春を迎えていますが、いよいよ農作業も本番を迎える時期になりました。</p> <p>先日、元高山市長の平田吉郎さんが亡くなられ、農業委員会としてお参りしてきました。平田さんは昭和50年より高山市長を務められ、文化、教育をはじめ、高山市の産業の発展に寄与され、文化会館の建設、東部開発等、常に新しいことにチャレンジされた立派な方でした。</p> <p>先週より、日本農業新聞で種子法の廃止について特集が掲載されておりました。種子法では水稻の種子等をそれぞれの県単位での管理</p>

となっていて、いろいろな主要品種を公共団体に守られていたのが、国の委員会で十分な議論されずあっさり廃止され、今後商社等にゆだねられることがいささか府に落ちないこともあります。今後、しっかりした管理のもとでの種子生産を望むところです。

今日もいくつかの議案が上程されていますがご審議よろしくお願いたします。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 2番 丸山委員と、3番 藤井委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第69号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原
農地主事

今回は53法人のうち11法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有

		<p>無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上、11件について報告いたします。</p>
議	長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4議第228号農地法第3条の規定による権利移動の許可についてを議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
木戸書	脇記	<p>今回は、4件の上程となります。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、売買・交換の別を説明) 以上、4件、田畑4筆 1,405㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第5議第229号農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
木戸書	脇記	<p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を</p>

いたします。

今回は、3件の上程となります。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、3件、田7筆 1,318.88 m²についてご審議をお願いします。

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第230号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸書

脇記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は22件の上程です。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

14番・17番・19番・20番については、一時転用の旨を説明

21番は、大規模開発にかかる案件であることを説明

以上、22件、田畑30筆 16,226.96 m²についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第231号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 記 今回は、6件の上程となります。
(各案件について、申請者及び計画の変更内容を説明)
(その他の説明)

5番については、過去の転用許可に係る競売物件の落札に伴うもので、事業計画変更としての申請です。

以上6件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第232号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 記 今回は1件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める

		地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明) 以上1件、ご審議をお願いします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件 については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第9 議第233号 相続税の納税猶予に関する 適格者証明ついて を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 書	戸 脇 記	今回は、1件の上程となります。 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める 農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思 有を確認したことを説明) 以上1件、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明について は、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第10 議第234号 農地法第5条の規定に よる権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する 件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 書	戸 脇 記	この件は、国税局や裁判所が公売に出している物件で農地が含ま れる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。 あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、 改めて、5条申請による転用許可が必要となります。

今回は、1件の上程となります。
(場所、希望している転用目的を説明)
以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的の変更の買受適格証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第235号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

1番から5番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。
委員案件について、事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は51件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(1番から5番について、認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の存続期間及び新規の旨を説明)
以上、5件 田11筆 28,470㎡についてご審議をお願いいたします。
についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番から5番について承認といたします。
1番から5番の関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして6番以降の説明をお願いします。

尾形書記	<p>(6番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>49番・50番・51番の所有権移転案件について、スライドを活用し位置、場所、現地写真も説明</p> <p>以上、46件田畑94筆 119,598㎡についてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。</p> <p>続きまして、日程第12 議第236号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
尾形書記	<p>本日は3件についての上程です。</p> <p>農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田10筆 12,419㎡について、新規11年の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。</p> <p>続きまして、日程第13 議第237号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

尾形書記 本日は10件についての上程です。
(1人の受人で、認定農業者、経営内容、受け手の作付け予定作目、
使用貸借の存続期間を説明)
以上、10件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認と
します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意
見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第35回高山市農業委員会を閉会い
たします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

丸山 齊 委員

藤井 和豊 委員
